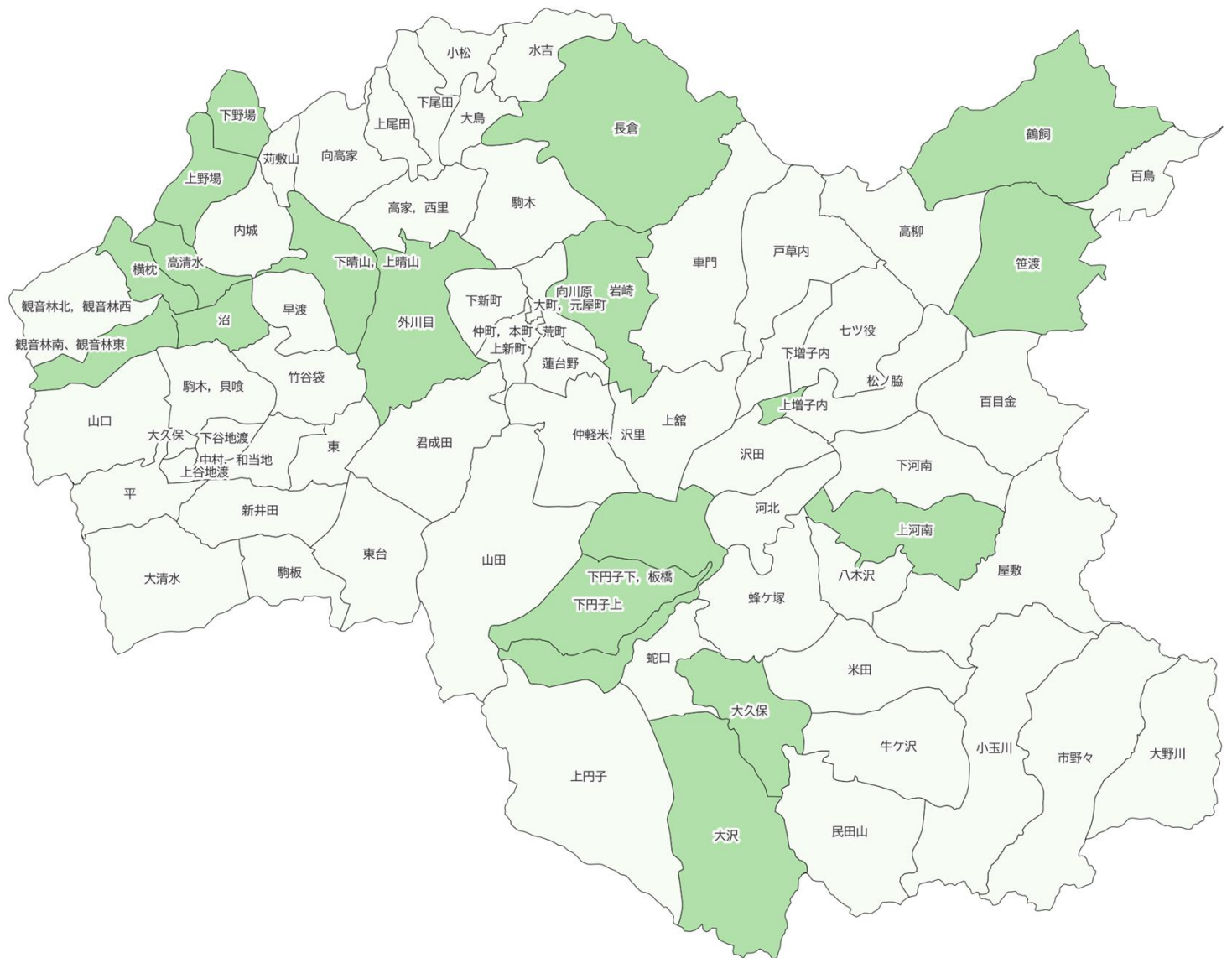


販売目的で有機農業に取り組んでいる農業経営体（軽米町）



農林業センサスにおける有機農業の定義

化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業のことで、有機 J A S の認証を受けていない場合でも有機農業に該当します。

なお、以下の取組については有機農業に該当しません。

- ①化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、
「減農薬栽培」
②化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合
肥料」を使用した場合

ただし農林業センサスは、調査対象者（全ての農業経営体）自身が調査票に記入した自計申告であり、現地確認したものではないことから、実際には減化学肥料、減農薬栽培に取り組んだ者が有機農業に取り組んだと回答しているものが含まれている可能性があります。

凡例

-  有機農業取組経営体が10経営体以上
 有機農業取組経営体が5～10経営体
 有機農業取組経営体が5経営体未満
 経営体なし
 (総農業経営体数が2以下の集落を含む)

耕地面積、有機農業に取り組んだ取組品目別作付（栽培）面積（農業集落別）

軽米町 農業集落数：76

区 分	耕地面積 (ha) ※注1	耕地面積に 占める割合 (%) ※注1	販売目的の取組品目別作付（栽培）面積(ha)					
			計	水稻	大豆	野菜	果樹	その他 作物
※注2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
岩 手 県	146,000	2.0%	2,985	2,195	93	246	150	302
軽 米 町	2,130	2.6%	56	9	15	13	-	18
上野場	...	...	20	-	12	8	-	-
高清水	...	...	6	-	-	-	-	6
長倉	...	...	5	-	-	-	-	5
岩崎	...	...	5	0	3	-	-	3
沼	...	...	5	-	-	5	-	-
下晴山, 上晴山	...	...	3	3	-	-	-	-
下野場	...	...	2	-	-	-	-	2
下円子下, 板橋	...	...	2	2	-	-	-	-
笹渡	...	...	2	0	-	-	-	1
上河南	...	...	1	1	-	-	-	-
上増子内	...	...	1	1	-	-	-	0
観音林南、観音林東	...	...	1	-	-	0	-	1
外川目	...	...	1	-	-	-	-	1
横枕	...	...	1	1	-	-	-	-
鶴飼	...	...	1	1	-	-	-	-
下円子上	...	...	1	0	-	-	-	0
大沢	...	...	0	0	-	-	-	-

出典：令和6年耕地面積統計調査及び2025年農林業センサスを基に東北農政局岩手県拠点において作成

注1：農業集落別の耕地面積は非公表のため、耕地面積、耕地面積に占める割合については未掲載

注2：販売目的の取組品目別作付（栽培）面積がある農業集落のうち秘匿を除く集落を掲載

注3：面積は各単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある

注：農林業センサスにおいて有機農業は以下のとおりとされています。
『「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業のことで、有機JAS認証を受けていない場合でも該当します。
なお、以下の取組については有機農業に該当しません。
①化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」
②化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合』
ただし、調査対象者（全ての農業経営体）自身が調査票に記入した自計申告であり、現地確認したものではないことから、実際には減化学肥料、減農薬栽培に取り組んだ者が有機農業に取り組んだと回答しているものが含まれている可能性があります。

耕地面積、有機農業に取り組んだ取組品目別作付（栽培）面積（旧市町村別）

軽米町

区 分	耕地面積 (ha) ※注1	耕地面積に 占める割合 (%) ※注1	販売目的の取組品目別作付（栽培）面積(ha)					
			計	水稻	大豆	野菜	果樹	その他 作物
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
岩 手 県	146,000	2.0%	2,985	2,195	93	246	150	302
軽 米 町	2,130	2.6%	56	9	15	13	-	18
軽米町2－1	...	...	15	2	3	-	-	10
小軽米村	...	...	4	4	-	0	-	0
晴山村	...	...	37	4	12	13	-	8

出典：令和6年耕地面積統計調査及び2025年農林業センサスを基に東北農政局岩手県拠点において作成

注1：旧市町村別の耕地面積は非公表のため、耕地面積、同割合については未掲載

注2：面積は各単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある

注：農林業センサスにおいて有機農業は以下のとおりとされています。
『「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業のことで、有機JAS認証を受けていない場合でも該当します。
なお、以下の取組については有機農業に該当しません。
①化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」
②化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合』
ただし、調査対象者（全ての農業経営体）自身が調査票に記入した自計申告であり、現地確認したものではないことから、実際には減化学肥料、減農薬栽培に取り組んだ者が有機農業に取り組んだと回答しているものが含まれている可能性があります。